

第4回社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会

平成23年4月28日

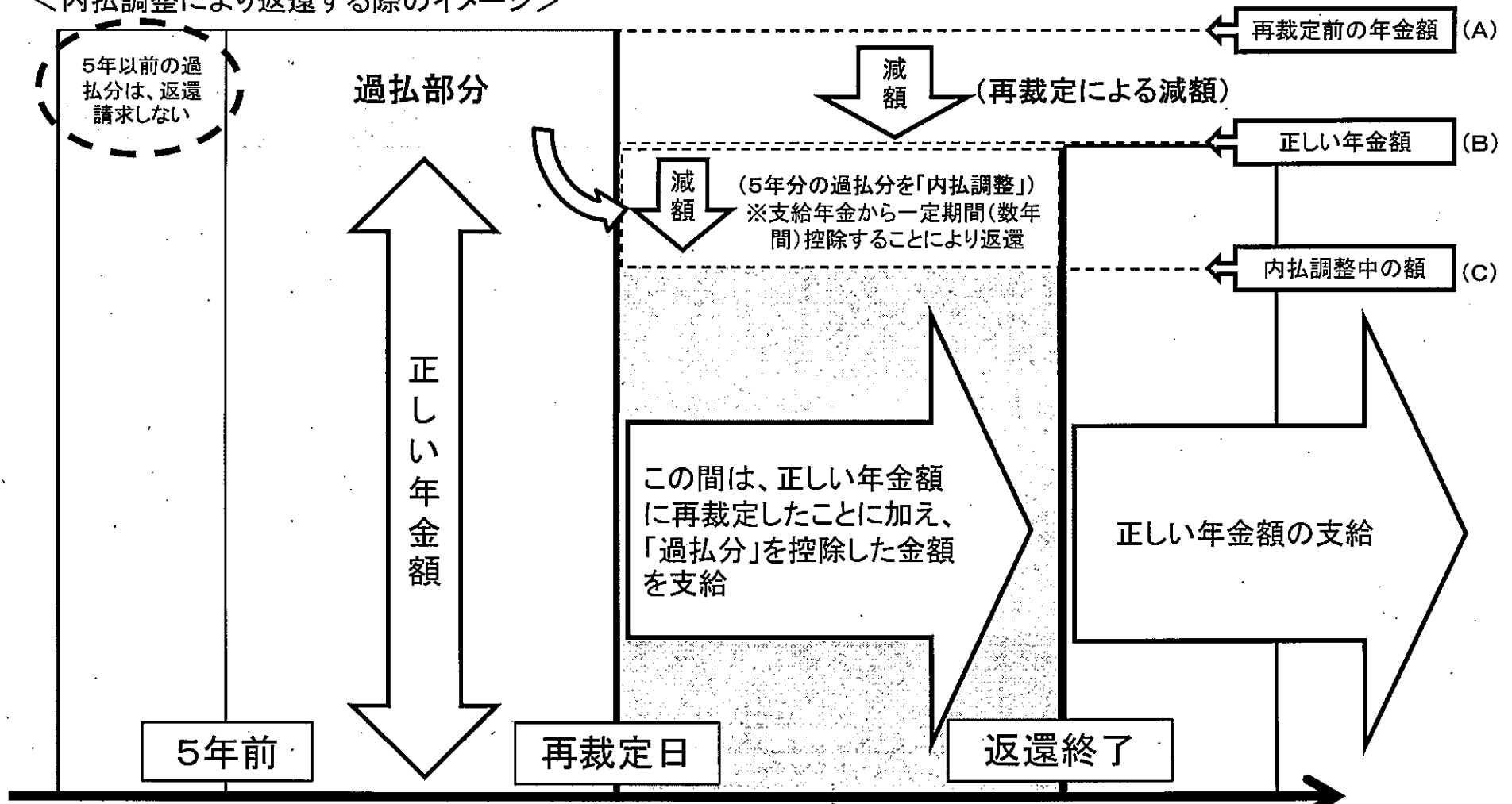
資料1

## 第3回特別部会における委員の依頼資料

## ○ 再裁定により年金減額となる場合の現行の取扱い

- 一旦なされた裁定について、後で誤りだと判明した場合は、正しい年金額で再裁定を行う。
- 再裁定により、年金額が低くなる場合には、
  - ・ 再裁定の日以後は、減額された正しい年金額を支給。
  - ・ 再裁定の日から過去5年間の過払部分については、一括で返還を求める方法のほか、今後支給する年金から控除する方法(内払調整)により返還することも可能。

<内払調整により返還する際のイメージ>



# 年金の過払が発生した場合の返納事務処理について

事務処理誤りなどで年金の過払が発生

受給者へ再裁定に至った経緯等、十分な説明を行ったうえで、再裁定申出書及び返納方法申出書を受理する。

- ・ 返納方法申出書に、年金からの内払い〔支払額の〇分の1を返納に充当〕又は、現金で返納〔毎月の納付金額〇円での分割納付〕の希望を記入。

※ 受給者から再裁定の同意が得られない場合は、職権による再裁定処理もある。

年金記録訂正処理、再裁定処理

受給者へ支給額変更のお知らせ（再裁定後の年金額）を送付

【内払調整の場合】

再裁定後の各期支払額から、申出のあった返納額を差し引いた額を支払う。

【納付書での返納の場合】

受給者あてに納付書を送付し、金融機関の窓口で返納していただく。

過払金の精算完了後は、再裁定後の年金額を支払う。

年金からの内払いを希望された場合

約1.5万件/年

現金（納付書）による返納を希望された場合

約1.5万件/年

※ 過払金の返納途中で受給者が死亡した場合、残る過払金の債務は相続人へ引き継がれる。

## ○ 厚生年金受給者が就労して、保険料を納めた場合の効果(イメージ)

- 国民年金制度には、年金を受給中に保険料を納める仕組みは存在しないが、厚生年金保険制度においては、年金受給中であっても、就労中は被保険者となり、報酬月額に応じた保険料を納めることとなる。
- この場合、退職日の1ヶ月後に、在職中に納めた保険料額を反映して年金額は改定され、それまでの年金額は、将来に向かって増額される。

